

# 令和4年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

令和5年2月7日

2月7日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	5番	鈴	木	健	夫
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員は1名で、その氏名は下記のとおり

4番 芹 川 幹

事務局職員出席者

事務局長 飯 田 利 彦                      管理班長 石 毛 明 子

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 3時03分

議 長 どうも皆さん、総会ということでご苦労さまでございます。  
まず、本日の出席委員の確認でございます。  
本日の出席委員は18名でございます。欠席委員は4番 芹川委員さんでございます。  
したがって、本日の総会は成立をしております。

---

◎開 会

議 長 ただいまから、令和4年度第11回農業委員会総会を開会いたします。  
これより会議に入ります。  
審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。  
議長指名とさせていただきますと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
議 長 異議なしと認めます。  
それでは、本日の議事録署名委員として、2番 成毛和弘委員、17番 鵜澤幹司委員  
の2名をご指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 次に、会期及び本日の提出議案についてお諮りいたします。  
この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第8 報  
告第3号をご提案申し上げます。  
これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

総会資料のページでは、1ページから7ページ、整理番号は1番から19番です。

整理番号1番、譲渡人が農業経営廃止のため、贈与により所有権移転を受けるものです。

なお、譲受人の経営面積は取得後の面積を加えても50アールに達していませんが、別途配付した参考資料の裏面になりますが、議案第1号3条 整理番号1番についてご確認をお願いしたいと思います。

農地法第3条第2項のただし書の規定には、政令で定める相当の事由があるときは、この限りではないとあり、例外的に許可できるものとして、資料のとおりとなります。ですが、農地法施行令第2条第3項の第3号、こちらの権利移転の不許可の例外規定に、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地について、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得することとあり、この申請地につきましては、連坦性もなく、入る道もございません。申請者は、近接農業者であり、自宅が脇に位置しております。これまで管理を行ってきたことから、今回、50アール要件を満たしてございませんが、やむを得ないものというふうに考えます。

整理番号2番及び4番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、2番は売買により、4番は贈与により所有権の移転をするものです。

整理番号3番及び5番は、譲渡人が農業経営の廃止のため、3番は贈与により、5番は売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番は、譲受人が農業経営の安定化を図りたいことから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号7番、8番及び9番の3件は、譲受人が同一の案件であります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇で長年農業経営を行っていましたが、〇〇〇〇〇〇〇により帰還が困難となったため、営農もできない状況となり、現在においても、〇〇〇での営農

再開の見込みが立たないことから、本市において営農を再開するため、申請地を賃貸し、農業経営を開始するものでございます。

整理番号10番から19番の10件は、農地の多様な利用を図るため、営農型太陽光発電施設が計画されておりますが、農地所有者、農地耕作者、太陽光発電施設設置者が異なる案件となります。そのため、次の3つの要件が必要となり、このため本総会では、3条、5条が併せて提出されています。

こちらのほうも、先ほどの資料、別途配付の議案第1号3条 整理番号1番から14番、同じく整理番号1番から5番、こちら区分地上権に関する記載をご覧ください。

先ほどの許可の条件となりますけれども、1、営農のための賃借権の設定。これは、土地所有者と耕作者とが賃借権を設定するものです。2番、農地の空中部分利用のための区分地上権の設定。これは、営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に施設所有者が申請地に区分地上権を設定するものです。3番、太陽光発電施設設置のための農地法第5条の一時転用の許可。これは、農地に施設の支柱等を設置するための許可。したがって、許可面積は、その施設の部分だけの面積ということになります。

なお、5条の一時転用の案件につきましては、総会資料の19ページから20ページになりますので、そのとき改めてご審議いただきます。

以上、19件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長 寺島美幸委員。

10番寺島委員 去る1月27日金曜日、午後1時30分より、市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は、19件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号のうち、整理番号1番から14番の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号15番から19番については、農地法第3条第2項ただし書に定められている申請農地の営農に支障はないか、申請農地の周辺の農地の営農に支障はないか、申請農地の耕作者からの同意はあるかを調査したところ、いずれも満たしているものと思われ

ます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 ありがとうございます。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当事案を分離して、まず審議いたします。

最初に、議案第1号 整理番号4番について審議いたします。本件の審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

議案第1号 整理番号4番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号4番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が耕作地から近い農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号4番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号 整理番号4番を除く18件につい

て審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

はじめに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの、遠隔地に住んでおり、農業経営を行っておらず、香取市内に当該地1筆のみの所有であるため、処分したい意向があり、譲受人は自宅脇であることから、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

譲受人の所有権移転後の経営面積は、5反歩未満ではありますが、申請地は譲受人の自宅の隣であり、その位置、面積、形状、また、これまで管理してきたことから、譲受人に所有権の移転を認めることにより、農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、4番 芹川委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号3番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思えます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、13番 高松多可史委員。



1 3番高松委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員さんには電話連絡してあります。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号6番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の安定化を図るため、育苗用地としてこれまで賃貸借を行ってきた農地を、譲渡人と売買により所有権移転の協議が調ったものです。

なお、育苗ハウスを増設予定であります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番から9番の3件について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7番鵜澤委員 整理番号7番、8番及び9番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号7番、8番及び9番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします

譲受人は、〇〇〇〇〇〇で長年農業経営を行っていましたが、〇〇〇〇〇〇により帰還が困難となったため、営農もできない状況となりました。現在においても、〇〇〇での営農再開の見込みが立たないことから、本市において営農を再開するため、申請地を賃借し、農業経営を開始するものであります。

トマト、サツマイモの栽培を計画しており、トマトはハウス栽培、さつまいもについては、5年後までに〇〇〇㎡程度、今後拡大を目指しております。

農業経営の実施計画書も、香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容において適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号 10 番から 19 番の 10 件については私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号 10 番から 19 番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

なお、申請人に関連性がありますので、一括のご説明とさせていただきます。

申請地では、農地の多様な利用を図るため、営農型太陽光発電施設が計画されておりますが、農地所有者、農地耕作者、太陽光発電施設設置者が異なるため、3つの許可が必要で、1、営農のための賃借権の設定、これは、本議案の整理番号 10 番から 14 番までが該当します。2、農地の空中部分利用のための区分地上権の設定、これは、本議案の整理番号 15 番から 19 番までが該当します。3、太陽光発電施設設置のための農地法第 5 条の一時転用の許可、これは、議案第 3 号 整理番号 8 番から 12 番までが該当します。これら 3つの許可が必要となります。

また、パネルの下部農地では、千両、ブルーベリーを作付の予定です。

なお、本案件の賃借権設定、区分地上権設定の許可は、農地法第 5 条の一時転用の許可が必要となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に併せることが望ましいと思われまます。また、農地法第 5 条の一時転用の許可と同時に、農地法第 3 条の許可を行うことが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号 整理番号 4 番を除く 18 件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 整理番号 4 番を除く 18 件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

総会の資料のページでは、8ページから16ページです。整理番号は1番から21番です。

整理番号1番から16番までの16件については、山砂採取事業の期間延長に伴う、山砂採取用地及び山砂採取搬入出の用地の確保ということで、こちらの一時転用の期間延長の申請です。

整理番号17番から21番までの5件については、山砂採取事業の期間延長に伴う、山砂採取用地の一時転用期間延長の申請です。

以上の21件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長 寺島美幸委員。

10番寺島委員 事前審議会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条、計画変更承認申請の案件は21件であります。

書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条、計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から16番の16件について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

なお、次の整理番号2番から16番までは、本件と同一事業ですので、一括してご説明します。



(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

総会資料のページでは、17ページから20ページ、整理番号は1番から12番です。

整理番号1番、4番及び5番の転用目的は、専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権の設定です。

この申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号2番及び3番の転用目的は、事業場への進入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

この申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号6番の転用目的は、宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

この申請地の農地区分は、都市計画用途地域の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号7番の転用目的は貸し駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

この申請地の農地区分は、第1種農地の不許可例外事由〇に推定されます。

整理番号8番から12番までの5件は、先ほどご説明いたしました総会資料4ページから7ページの農地法第3条、議案第1号の中の10番から19番、これでご審議いただいた内容と関連になります。

改めて、別途配付の参考資料議案第3号5条の整理番号8番から12番に関する記載の



用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番、3番の2件について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号2番について、鈴木 清委員と現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号3番は、本件と同一事業ですので、一括して説明させていただきます。

場所は、国道〇〇の〇〇地区を〇〇〇〇方面に向かって〇〇メートルぐらい入ったところ です。

本件は、譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する砂利採取販売業などを営む法人です。

申請地は、平成22年4月より一時転用許可を受け、砂利採取事業の搬出路として一時利用されてきましたが、場所に長期安定的に骨材を生産する設備として骨材プラントを建設してあるため、事業継続の必要性から、申請地を恒久転用し、進入路として利用するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。排水については、雨水のみで、敷地内にて浸透処理となります。また、隣接する農地より低いため、土砂等の流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれはなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号4番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇線と国道〇〇号が交差する〇〇〇〇の交差点から、国道を〇〇方面へ〇〇メートルほど行きますと、左に〇〇〇〇〇〇があります。その隣を〇〇方向に〇〇メートルほど進み、十字路を右折して〇メートル先の左になります。

本件は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭であるため、親が所有している申請地に専用住宅を建設するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。排水については、雨水は雨水浸透ますより敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、施設管理者より同意を得ている水路へ放流します。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号5番について、伊東推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明します。

本件は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭であるため、親が所有している申請地に専用住宅を建設するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。排水については、雨水は布設排水管へ接続、放流及び敷地内での浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、布設排水管へ接続し放流します。また、隣接する農地とは高低差もないため、土砂等、流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番、7番の2件について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号6番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

〇〇〇〇〇〇の下に〇〇〇〇〇線がありますけれども、立体交差のところを南のほうへ約〇〇メートルぐらい行きますと、JRの踏切があります。その踏切の手前の〇メートルぐらいのところの右側にあります。

本件は、譲受人は市内に本店のある不動産業などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、宅地としての需要が見込める申請地に宅地分譲地を4区画造成するものです。

申請地では、山砂にて前面道路と同じ高さまで埋立てを行います。排水は、雨水は敷地内で集水後浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。また、隣接する農地との間にはL型擁壁を設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。



続きまして、整理番号7番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から北へ約〇〇キロぐらいのところに〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんがあります。その手前のところを左へ入って、〇〇メートルぐらい行った奥になります。

本件は、譲受人は市内で自動車販売店を営んでおりますが、取扱い車両の増加に伴い、駐車場が不足しているため、既設の駐車場の隣接地となる申請地を自身が経営する販売店への貸し駐車場とするものです。

また、申請地は令和5年1月6日付で、農業振興地域整備計画に定める農用地区域より指定が解除されております。

申請地では、山砂にて、既設の駐車場と同じ高さまで埋立てを行います。排水は、雨水のみで、敷地内で浸透処理となります。また、隣接する農地との間にはL型擁壁を設置することで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号8番から12番の5件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号8番について、現地調査等を行った結果をご説明します。

なお、次の整理番号9番から12番までは、本件と同一事業ですので、一括してご説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、〇〇方面へ〇キロほど行ったところを右折し、〇〇メートルほど行ったところをさらに右折し、〇〇メートルほど先に位置します。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、耕作者が農地で千両及びブルーベリーを栽培しながら、農地の一部分に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させる一時転用を計画したものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され、施設の配置も周辺の営農に支障がないと考えられます。

なお、下部農地における営農計画及び資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。  
令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案につきましては、総会資料の21ページから39ページ、整理番号は1番から51番です。

内容につきましては、附属資料のとおりでございます。

以上51件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号20番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号20番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号20番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号20番を除く50件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号20番を除く50件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号20番を除く50件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対す

る意見を求める。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案につきましては、総会資料の40ページから43ページ、整理番号は1番から10番です。

概要につきましては、附属資料のとおりです。

以上10件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は4件です。

総会資料の44ページから45ページになります。

---

#### ◎日程第7 報告第2号

事務局長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用

地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は16件です。

総会資料の46ページから50ページになります。

---

◎日程第8 報告第3号

事務局長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和5年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件です。

総会資料の51ページから53ページになります。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時05分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人